

# 試行排出量取引スキーム 実施要領

2008.10.21

試行排出量取引スキーム運営事務局  
(内閣官房、経済産業省、環境省)

## 目次

### . 総則

- 1 . 排出量取引の国内統合市場の試行的実施の目的と内容
- 2 . 本スキームへの参加
- 3 . 目標設定参加者に関する基本ルール
- 4 . 取引参加者に関するルール
- 5 . スケジュール
- 6 . 情報の公表について

### . 参加申請、目標の審査・確認、排出量のモニタリング・算定・報告・検証

- 1 . 自主行動計画参加企業に適用されるルール
- 2 . 自主行動計画非参加企業に適用されるルール

### . 本制度に関する問い合わせ先

## 1．排出量取引の国内統合市場の試行的実施の目的と内容

排出量取引の国内統合市場の試行的実施（以下「試行実施」という。）は、CO<sub>2</sub>の排出削減には、CO<sub>2</sub>に取引価格を付け、市場メカニズムを活用し、技術開発や削減努力を誘導する方法を活用する必要があるとの観点に立って、低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日閣議決定）において、平成20年10月から開始することとされたものである。

試行実施に当たっては、実際に削減努力や技術開発に繋がる実効性あるルール、マネーゲームが排除される健全な実需に基づいたマーケットの構築を目指すこととする。また、試行実施により得られた経験を活かして、排出量取引を本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにするとともに、技術とモノ作りが中心の日本の産業に見合った制度のあり方を考え、国際的なルールづくりの場でのリーダーシップの発揮につなげることとする。

試行実施は、以下の2つの仕組みにより構成される。

企業等が削減目標を設定し、その目標の超過達成分（排出枠）や のクレジットの取引を活用しつつ、目標達成を行う仕組み（「試行排出量取引スキーム」）

で活用可能なクレジットの創出、取引

- ・国内クレジット（京都議定書目標達成計画に基づき、中小企業や森林バイオマス等に係る削減活動による追加的な削減分として創出されるクレジット）
- ・京都クレジット

本実施要領は、試行実施のうち、「試行排出量取引スキーム」（以下「本スキーム」という。）への参加に際して必要な事項を定めるものである。

## 2．本スキームへの参加

本スキームは、以下の参加者が自主的に参加するものである。

### 目標設定参加者

自主的に排出削減目標（排出総量目標又は原単位目標）を設定する参加者。

参加単位は、事業所・個別企業・複数企業（企業グループ）とする。

ただし、原則として「業界団体を構成する企業全体」での参加は認めない。

### 取引参加者

排出枠の取引を行うことを目的とする参加者。

参加単位は、原則として個別企業とする。

参加者以外の者が、もっぱら排出枠の取引の媒介のみを行うにあたっては、手続き

は不要で自由に行うことができる。

### 3．目標設定参加者に関する基本ルール

目標設定参加者については、自主行動計画参加企業が自主行動計画非参加企業が、また排出枠の事前交付を受けるか目標と実績の差分について事後清算を行うかにより、一部適用されるルールが異なる。

#### (1) 対象ガス

本スキームにおいて対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)とする。

#### (2) 目標設定参加者の目標の設定年度

自主行動計画において定めている2010年度の目標を目安として、2008～2012年度のうち全部又は一部の年度を目標の設定年度(連続する年度に限らない)として任意に選択し、その選択した設定年度の中で年度ごとに、排出削減目標を設定し、目標達成の確認を行う。目標の設定年度におけるそれぞれの年度を「目標年度」とする。

#### (3) 参加申請手続、目標の審査・確認手続

目標設定参加者は、別に定める「募集要項」に従い、参加申請を行う。

参加申請に当たっては、目標、直近の実績、目標に係るバウンダリ・算定方法等、排出枠の交付のタイミング(排出枠の事前交付を受けるか目標と実績の差分について事後清算を行うか)について提出し、政府による目標の妥当性の審査・確認を経て、本スキームに参加する(詳細は、後述 参照。)

#### (4) 目標達成確認システムにおける記録の作成・口座開設

目標設定参加者は、参加申請を行うと、政府が管理する目標達成確認システムにおいて、当該参加者の目標や実績等に係る情報が記録されることとなる。

あわせて、事前交付を選択した者、又は事後交付であっても排出枠の取引を行う者もしくは希望する者は、目標達成確認システムにおいて保有口座を開設することが必要となる(事前交付を選択する者については、参加申請時に保有口座の開設申請を行い、目標に相当する排出枠が保有口座に交付される。)

口座開設を行おうとする目標設定参加者は、所管部局に対し、募集要項に定める口座開設申込書の提出により口座開設を申請するものとする。当該申請を受けた省庁は取り纏めのうえ、運営事務局へ提出する。その後、運営事務局の承認を得て当該申請者の口座が開設される。

#### (5) 排出削減対策の実施

目標設定参加者は、設定した排出削減目標の達成に向けて、排出削減に取り組む。

#### (6) 排出量のモニタリング・算定・報告、検証

目標設定参加者は、各目標年度終了後、当該年度の排出量について、別途定める様式

により算定報告書を作成して政府に提出するとともに、当該排出量について検証等を受ける（自主行動計画参加企業、自主行動計画非参加企業により排出量のモニタリング・算定・報告、検証方法等が異なる。詳細は、後述 参照。）

## （ 7 ） 目標達成確認

目標設定参加者は、目標達成のために、本スキームの排出枠、国内クレジット、京都クレジットを活用することができる。（国内クレジット、京都クレジットについてはそれぞれの管理方法で管理され、償却された場合は、政府がその情報を目標達成確認システムに反映する。）

また、排出枠のバンキング・ボローイングも利用することができる（目標設定参加者は、償却を行ってもなお排出枠の余剰が生じた場合には、次の目標年度の目標達成のために当該排出枠を持ち越すことができる（バンキング）。他方、償却期限までに取引を行ってもなお排出枠・クレジットの不足が生じた場合には、当該不足量を借り入れることができる（ボローイング）。バンキング・ボローイングは、目標の設定年度の最終年度の終了時まで有効とする。）。

政府は、目標達成確認システムにおいて目標設定参加者の目標達成を確認する。

政府による目標達成確認については、目標設定参加者が、排出枠の事前交付を受けるか事後清算を行うかにより、以下の方法となる。

### 事前交付を選択する場合

事前交付を選択する目標設定参加者は、検証等を受けた目標年度の排出実績に相当する排出枠・クレジットを償却する。

政府は、目標達成確認システムにおいて、必要量の排出枠・クレジットが償却されていることを確認する。

償却を行ってもなお排出枠の余剰が生じた場合には、保有口座において、次の目標年度の目標達成のために当該排出枠をバンキングできる。

他方、償却期限までに取引を行ってもなお排出枠・クレジットの不足が生じた場合には、当該不足量に相当する排出枠のボローイングを政府に申請する。ただし、2009 年度以降は毎年 4 月 1 日から排出枠を交付することとし、これを前年度の償却に活用できることとする。

### 事後清算を選択する場合

事後清算を選択する目標設定参加者は、排出量の確定（10 月中旬）後、目標達成確認システムにおいて、目標年度における目標と検証等を受けた実績との差分（ ）について政府の確認を受ける。

- （ ）排出総量目標を設定した場合は、目標年度の排出総量目標と当該目標年度の実排出量の差分。  
原単位目標を設定した場合は、目標年度の原単位目標と当該目標年度の原単位実績の差分に当該目標年度の活動量実績を乗じたもの。

これがプラスである場合には、その時点で目標達成の確認がされ、その差分に相当する超過分が記録（希望して口座を開設した者に対しては、これに相当する排出枠が交付）される。

これがマイナスである場合は、これに対応する排出枠・クレジットの償却を行う。政府は、再度、償却期限時に、目標達成確認システムにおいて、必要量の排出枠・クレジットが償却されていることを確認する。

償却を行ってもなお排出枠の余剰が生じた場合、保有口座を開設している目標設定参加者は、当該保有口座において、次の目標年度の目標達成のために当該排出枠をバンキングできる。保有口座を開設していない目標設定参加者は、目標達成確認システム上に当該排出枠に相当する量が記録される。

他方、償却期限までに取引を行ってもなお排出枠・クレジットの不足が生じた場合、保有口座を開設している目標設定参加者は、当該不足量に相当する排出枠のボローイングを政府に申請する。保有口座を開設していない目標設定参加者は、当該不足量を政府が目標達成確認システム上に記録することとし、その旨、当該参加者に通知する。

## （８）排出枠の取引

目標設定参加者は、目標達成確認システムに保有口座を開設した場合には、排出枠の取引を行うことができる。

### 事前交付を選択する場合

事前交付を選択する目標設定参加者は、目標年度終了以前にも、排出枠の取引を実施可能とする。ただし、この場合、安易に売りすぎることを防止するため、交付された排出枠の９割はコミットメントリザーブとし、償却以前の取引の対象とすることができない。

### 事後清算を選択する場合

事後清算を選択する目標設定参加者は、「超過達成分」( )のみの事後的な取引を実施可能とする。

( )排出総量目標を設定した場合は、目標年度の排出総量目標と当該目標年度の実排出量の差分。  
原単位目標を設定した場合は、目標年度の前単位目標と当該目標年度の前単位実績の差分に当該目標年度の活動量実績を乗じたもの。

## <排出枠の取引ルール>

### 取引方法

排出枠の取引は参加者間の責任において自由に行うことができる。

### 移転

排出枠の売り手は取引に関する契約の締結後、買い手との間で合意された期間内に排出枠の移転を目標達成確認システム上の口座で行う。また、買い手は合意された期間内に排出枠の購入費用を支払う。

契約内容通りに排出枠が移転されたかどうか等の移転処理の結果は、売り手・買い

手が目標達成確認システム上で確認する。

契約内容通りに履行がなされていないと認められるときは、原則として当事者間で解決する。

#### 移転期間

本スキームにおいては、各年4月1日～翌年3月31日を目標年度、翌年4月1日～償却期限を調整期間とし、両期間を併せて移転期間とする。参加者は移転期間内に移転を行うことにより、排出枠保有量の調整を行うことができる（ただし、事後清算を選択する場合は、初年度については、調整期間のみ移転可能。）

目標設定参加者は、保有口座を開設次第、移転を行うことが可能になる。排出枠の移転は自由に行うことができる。

#### 移転単位

排出枠は1 t-CO<sub>2</sub> 単位で移転をすることができる。

### 4．取引参加者に関する基本ルール

#### (1) 参加申請手続

取引参加者は、別に定める「募集要項」に従い参加申請を行う。参加申請に当たって、財務状況や実施体制等について必要書類を提出し、当該企業の主たる業務が属する業種の所管部局の審査を受け、運営事務局が所管部局の審査結果を確認し、取引参加者として登録されることにより、本スキームに参加する。

#### (2) 口座開設、取引報告手続

取引参加者は、目標達成確認システムにおいて、専ら排出枠の取引を行うための取引口座を開設する。政府は、取引口座における排出枠の移転を閲覧することができる。

また、取引参加者は、毎月、前月行った取引に関する情報（取引価格等）を政府に報告する。政府は、問題があると認められる場合には、取引参加者から事情を聴取することができる。

なお、取引参加者が目標設定参加者としても参加し、保有口座と取引口座をそれぞれ開設する場合は、当該保有口座は自らの目標達成のためにのみ用いる旨を宣言する。

#### (3) 取引方法

取引参加者は、自らの取引口座における保有量を超えて排出枠を売却することができない。

各年度において排出枠の余剰が生じた場合は、償却又は取消を行わない限り、次年度以降に持ち越すことができる。

取引ルールについては、目標設定参加者と同様とする（ 3 . ( 8 ) 参照。）

## 5 . スケジュール

本スキームは、以下のスケジュールを目途として実施する。

- 2008年10月21日 参加者の募集開始  
(12月12日までを集中募集期間とする。2008年度を目標年度とする目標設定参加者の参加申請は、集中募集期間に受け付ける。2008年度に限らず、2009年度～2012年度のうち全部又は一部の年度を目標の設定年度とする目標設定参加者の参加申請も、当該集中募集期間において併せて受け付ける。)
- 2009年春頃 関係審議会等において自主行動計画の評価・検証と併せ 2008年度参加者の目標水準について確認
- 2009年6月30日 自主行動計画参加企業の第三者検証機関の検証受検の申請期限
- 2009年8月31日 算定報告書の提出期限
- 2009年10月中旬 実績の確定
- 2009年11月中旬～12月初旬 関係審議会等において、自主行動計画の評価・検証と併せ上記内容を確認
- 2009年11月末日～12月中旬 償却期限、目標達成確認

2009年度～2012年度のうち全部又は一部の年度を目標の設定年度とする目標設定参加者が、2009年度以降に参加申請する場合も、集中募集期間を別途定めることとするが、その詳細は今後検討する。

(注)環境省自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)への参加者については、そのスケジュールに従うこととする。



## 6．情報の公表について

本スキームにおいては、運営事務局が、以下の情報に関しては原則として公表する。ただし、参加者の申請に基づき、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある等、当該情報を公表しないことについて合理的な理由があると所管部局が判断し、運営事務局に報告する場合は、この限りではない。

### < 目標設定参加者に関する情報 >

- ・ 目標設定参加者名（本社の所在地を含む）

### < 取引参加者に関する情報 >

- ・ 取引参加者名（本社の所在地を含む）

### < 制度全体に関する情報 >

- ・ 分野別の参加者数
- ・ 分野別の排出削減目標・実績の状況
- ・ 排出枠の事前交付の状況
- ・ 取引の状況
- ・ 分野別の目標達成の状況
- ・ その他試行的実施の全体に関する状況

## 1. 自主行動計画参加企業に適用されるルール

自主行動計画参加企業が、目標設定参加者として本スキームに参加する場合は、前章に定める基本ルールのほか、以下に定めるルールに従う。

### (1) 参加申請

参加希望者は、別に定める「募集要項」に従い、所管部局に対して参加申請を行う。参加者の申請内容は以下の通りとする（申請期限は、前述 5. 参照。）。

#### 目標

目標の設定年度の中で年度ごとに、排出総量目標又は原単位目標を設定する。

#### 直近の実績

選択した目標指標（排出総量目標又は原単位目標）に対応した直近の実績を提出する。

#### 目標に係るバウンダリ・算定方法等

目標に係る算定対象範囲（以下、「バウンダリ」と言う。）排出源の特定方法、モニタリング・算定方法について、自主行動計画において個々の業界ごとに定められている考え方に従い、説明書類を提出する。

#### 排出枠の交付のタイミング

排出総量目標を設定した目標設定参加者は、目標に相当する排出枠の事前交付を受けるか（事前交付）又は目標と実績の差分について事後的に清算をするか（事後清算）のいずれかを選択する。原単位目標を設定した目標設定参加者は、事後清算のみとする。

ただし、目標設定年度中、自らの申請により変更することができる。

### (2) 目標の審査・確認

目標の妥当性については、一義的には、まず所管部局において審査を行い、運営事務局が確認する。

上記の目標設定参加者による目標設定申請を受けた所管部局は、以下の通り目標について審査を行う。

#### 目標の水準

安易な売り手の参加を助長しないため、目標の水準は、  
)当該参加者の直近の実績以上、

)目安として、参加者の所属する自主行動計画の目標又は実績のうちいずれか高い水準とする。なお、特段の事情がある場合には、個別事情を踏まえ別途判断する。

#### 目標に係るバウンダリ・算定方法等

目標設定参加者から提出されたバウンダリ、排出源の特定方法、モニタリング・算定方法が、自主行動計画の考え方と整合的であることを確認する。

所管部局は、申請された目標の審査終了後、その結果を省庁ごとにとりまとめの上、運営事務局に提出する。

運営事務局は、提出された目標等を確認し、目標を確定させる。その際、必要に応じて、目標やバウンダリ・算定方法等に関する情報を所管部局に照会することができる。

ただし、自主行動計画の目標引き上げや企業の吸収・合併が行われた場合など、合理的な理由が存在する場合に限り、所管省庁の審査及び運営事務局の確認を経て確定した目標を変更することができる。

また、自主行動計画の評価・検証制度と同様に、関係審議会等において評価・検証を行う。

### (3) 排出量のモニタリング・算定、報告、検証

目標設定参加者は、目標年度の翌年度の6月末日までに、算定結果について第三者検証機関の検証を受けるかどうか選択( )し、所管部局に届出を行う。

( )排出枠の売却をする者又は希望する者は、政府が適当と認める第三者検証機関(以下、単に「第三者検証機関」という。)による、別途整備する「第三者検証機関による排出量検証のためのガイドライン」に基づく検証を受けることを要する。それ以外の者は、自主行動計画の評価・検証制度の中で適切にチェックを受けることとなる。

#### 第三者検証機関の検証を受けない場合

目標年度の実績(排出量又は原単位・活動量)その他必要事項を記載した算定報告書を作成し、目標年度の翌年度の8月末日までに所管省庁に対し提出する。

提出された算定報告書は、所管部局の審査、運営事務局による確認を受け、目標年度の実績として10月中旬までに確定される。

この中で、所管部局は必要に応じ、目標設定参加者に係る省エネ法に基づく定期報告や温対法に基づく算定報告等も参考にしつつ所要の確認を行う。また、所管部局は必要に応じ、目標設定参加者から追加で必要な書類の提出を受けることができる(当該追加提出書類については、内容確認後、必要に応じ目標設定参加者へ返却を行う)。

#### 第三者検証機関の検証を受ける場合

目標年度の実績(排出量又は原単位・活動量)その他必要事項を記載した算定

報告書を作成し、目標年度の翌年度の8月末日までに第三者検証機関に提出する。

その後、第三者検証機関による検証結果（検証報告書）を添えて、算定報告書を目標年度の翌年度の9月末日までを目途に所管省庁に対し提出する。

提出された算定報告書及び検証報告書は、所管部局の審査及び当該審査結果についての運営事務局による確認を受け、目標年度の実績として10月中旬までに確定される。

なお、確定した実績については、自主行動計画の評価・検証制度と同様に、毎年度開催される関係審議会等に対して報告し、当該年度の前年度の実績について評価・検証を受ける。

（注）排出量の算定において必要となる電力排出係数については、自主行動計画との整合性を踏まえ、自主行動計画の評価・検証制度において用いられる係数（電気事業連合会が公表する当該年度の全電源平均）とする。

## 2. 自主行動計画非参加企業に適用されるルール

自主行動計画非参加企業が目標設定者として本スキームに参加する場合は、前章に定める基本ルールのほか、以下に定めるルールに従う。

### (1) 参加申請、目標設定

参加希望者は、別に定める「募集要項」に従い、所管部局（所管部局が明確でない場合は運営事務局）に対して参加を申請する。参加者の申請内容は以下の通りとする（申請期限は、前述 5. 参照。）

当該目標設定参加者の所属する業種の業界団体が自主行動計画を策定している場合

( ) 目標

目標の設定年度の中で年度ごとに、排出総量目標又は原単位目標を設定する。

( ) 直近の実績

選択した目標指標（排出総量目標又は原単位目標）に対応した直近の実績を提出する。

( ) 目標に係るバウンダリ・算定方法等

目標に係るバウンダリ、排出源の特定方法について、所属する業種の自主行動計画において個々の業界ごとに定められている考え方に従い、説明書類を提出する。加えて、モニタリング・算定方法について、別途整備する「排出量のモニタリング・算定・報告ガイドライン」に従い、説明書類を提出する。

( ) 排出枠の交付のタイミング

排出総量目標を設定した目標設定参加者は、目標に相当する排出枠の事前交付を受けるか（事前交付）又は目標と実績の差分について事後的に清算をするか（事後清算）のいずれかを選択する。原単位目標を設定した目標設定参加者は、事後清算のみとする。

ただし、目標年度中は、自らの申請により変更することができる。

当該目標設定参加者の所属する業種の業界団体が自主行動計画を策定していない場合

( ) 目標

目標の設定年度の中で年度ごとに、排出総量目標又は原単位目標を設定する。

( ) 直近の実績

目標に対応した直近の実績を提出する。

( ) 目標に係るバウンダリ・算定方法等

目標に係るバウンダリ、排出源の特定方法、モニタリング・算定方法について、「排出量のモニタリング・算定・報告ガイドライン」に従い、説明書類を提出する。

( ) 排出枠の交付のタイミング

目標に相当する排出枠の事前交付を受けるか（事前交付）又は目標と実績の差分について事後的に清算をするか（事後清算）のいずれかを選択する。ただし、目標年度中は、自らの申請により変更することができる。

**(2) 目標の審査・確認**

上記の目標設定参加者による目標設定申請を受けた所管部局（又は運営事務局）は、以下の通り目標について審査を行う。

当該参加希望者の所属する業種が自主行動計画を策定している場合

( ) 目標の水準

安易な売り手の参加を助長しないため、目標の水準は、

) 当該参加者の直近の実績以上、

) 目安として、参加者の所属する業種の業界団体の自主行動計画の目標又は実績のうちいずれか高い水準

とする。なお、特段の事情がある場合には、個別事情を踏まえ別途判断とする。

( ) 目標に係るバウンダリ・算定方法等

バウンダリ及び排出源の特定方法が当該参加者の所属する業種の業界団体の自主行動計画の考え方と整合的であること、モニタリング・算定方法が別途整備する「排出量のモニタリング・算定・報告ガイドライン」と整合的であることを確認する。

当該参加希望者の所属する業種が自主行動計画を策定していない場合

( ) 目標の水準

J V E T S の補助金なしの参加類型に参加する場合は、その目標設定方法に従うこととする（初年度の目標については、直近3か年の実績の平均値に比べ1%以上の排出総量削減とし、翌年度以降の目標については、当該年度の前年度の目標に比べ1%以上の排出総量削減とする。）

（注）上記の参加類型によらない場合（例：原単位目標で参加する等）の目標設定方法については中間レビューまでに決定する。

( ) 目標に係るバウンダリ・算定方法等

バウンダリ、排出源の特定方法及びモニタリング・算定方法が「排出量のモニタリング・算定・報告ガイドライン」と整合的であることを確認する。

所管部局は、申請された目標の審査終了後、目標、直近の実績、バウンダリ、排出源、モニタリング・算定方法に関する説明書類を省庁ごとに取り纏めの上運営事務局に提出する。

運営事務局は、提出された目標等を確認し、目標を確定させる。その際、必要に応じて、目標やバウンダリ・算定方法等に関する情報を所管部局に照会することができる。

ただし、自主行動計画の目標引き上げや企業の吸収・合併が行われた場合など、合理的な理由が存在する場合に限り、所管部局の審査及び運営事務局の確認を経て確定した目標を変更することができる。

### (3) 排出量のモニタリング・算定、報告、検証

目標設定参加者は、算定結果について、第三者検証機関による、別途整備する「第三者検証機関による排出量検証のためのガイドライン」に基づく検証を受けることを要する。

目標設定参加者は、目標年度の実績（排出量又は原単位・活動量）その他必要事項を記載した算定報告書を作成し、目標年度の翌年度の8月末日までに、第三者検証機関に提出する。

その後、第三者検証機関の検証報告書を添えて、目標年度の翌年度の9月末日までを目途に所管部局（又は運営事務局）に対し提出する。

提出された算定報告書及び検証報告書は、所管部局の審査及び当該審査結果についての運営事務局による確認を受け、目標年度の実績として10月中旬までに確定される。

なお、排出量の算定において必要となる電力排出係数については、前述 1.(3) (注)参照。

(注) J V E T S については、自主行動計画に参加していない中小企業等が、目標を設定して参加する制度として、本スキームの参加類型の一つとなるが、J V E T S への参加者については、J V E T S のルールが適用される。

## ・本制度に関する問い合わせ先

---

本制度に関する問い合わせ先は、以下の通りです。

制度全般に関する問い合わせ  
運営事務局

経済産業省産業技術環境局環境経済手法担当参事官付  
住所：東京都千代田区霞が関 1-3-1  
TEL：03-3501-1511                      （代表） 内線 3521～3523  
FAX：03-3501-7697  
E-mail：shikou-2008@meti.go.jp

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室  
住所：東京都千代田区霞が関 1-2-2  
TEL：03-3581-3351                      （代表） 内線 6788  
FAX：03-3580-1382  
E-mail：shikou-ets@env.go.jp

各企業の行う目標設定と自主行動計画等との整合性について  
当該自主行動計画を策定した業界の属する業種を所管する省庁



## 試行排出量取引スキーム 参加者用募集要項

排出量取引の国内統合市場の試行的実施（以下「試行実施」と言う）のうち、「試行排出量取引スキーム」（以下、「本スキーム」と言う）における参加者を公募いたします。本スキームの概要、応募方法、その他留意していただきたい点は以下のとおりです。

### 1. 本スキームの概要

#### (1) 本スキームへの参加

・本スキームは、以下の参加者が自主的に参加するものです。

##### ）目標設定参加者

目標設定参加者とは、自主的に目標設定年度における排出削減目標（排出総量目標又は原単位目標）を設定する参加者のことを指します。参加単位は、事業所・個別企業・複数企業（企業グループ）とし、以下の3つの類型に分かれます。

自主行動計画参加企業である場合

自主行動計画非参加企業である場合（所属業種は自主行動計画を策定）

自主行動計画非参加企業である場合（所属業種は自主行動計画を非策定）

##### ）取引参加者

・取引参加者とは、本スキームの排出枠（以下、単に「排出枠」と言う）の取引を目的として参加する企業のことを指します。参加単位は、原則として個別企業とします。

・なお、参加申請手続に関しては、目標設定参加者については「2.」を、取引参加者については「3.」をご参照ください。

#### (2) 対象ガス

エネルギー起源CO<sub>2</sub>とします。

#### (3) 目標設定方法

・目標設定参加者が目標を自主的に設定します。

（上記（1））、企業の目標）

・自主行動計画参加企業の目標は、自主行動計画と整合的なものとします。

・排出総量目標又は原単位目標のいずれも選択可能とします。

・目標の水準は、安易な売り手の参加を助長しないため、当該参加者の直近の実績以上、目安として、参加者の所属する自主行動計画の目標又は実績のうちいずれか高い水準以上とします。なお、特段の事情がある場合には、個別事情を踏まえ別途判断します。

（上記（1））企業の目標）

・JVETSの補助金なしの参加類型に参加する場合は、その目標設定方法に従うこととします（初年度の目標については、直近3か年の実績の平均値に比べ1%以上の排出総量削減とし、翌年度以降の目標については、当該年度の前年度の目標に比べ1%以上の排出総量削減とします。）

上記の参加類型によらない場合（例：原単位目標で参加する等）の目標設定方法については中間レビューまでに決定することとしています。

#### (4)目標設定年度

- ・自主行動計画において定めている2010年度の目標を目安として2008年～2012年度のうち全部又は一部の年度を目標設定年度（連続する年度に限らない）として任意に選択し、その選択した設定年度の中で年度ごとに、排出削減目標を設定し、目標達成の確認を行います。目標の設定年度におけるそれぞれの年度を「目標年度」とします。

#### (5)排出枠の交付の時期について

- ・排出総量目標を設定した目標設定参加者は、以下のいずれかを選択できます。
  - ・目標全体に相当する排出枠の事前交付
  - ・目標と実績の差分を事後的に清算
- ・原単位目標を設定した目標設定参加者は、目標と実績の差分を事後的に清算してください。

#### (6)口座の開設

- ・事前交付を選択する目標設定参加者及び取引参加者は、目標達成確認システムにおいて保有口座の開設が必要です（参加申請時に口座開設申請を行ってください）。
- ・事後清算を選択する目標設定参加者であっても、排出枠の取引を行う者は、売り手・買い手ともに、保有口座の開設が必要です（随時、口座開設申請が可能です。）。

本スキームの詳細については、「[試行排出量取引スキーム 実施要領](#)」を御参照ください。

## 2. 目標設定参加者の参加申請手続について

### (1)必要書類

- ・別添の様式に従い、以下の書類を提出ください。
  - 参加申請書（別紙1）
  - 口座開設申請書（別紙3） 事前交付を選択する場合
  - 企業のパンフレット等、応募事業者の業務概要の説明資料（様式任意）

### （任意申請書類）

- 口座開設申請書（別紙3） 事後清算を選択する場合であっても、排出枠の取引を行う又は希望する場合

環境省の自主参加型国内排出量取引制度（J V E T S）に参加する場合の募集時期、参加手続等については、[J V E T Sの募集要項](#)を御参照ください。

### (2)提出期間

- ・公募開始以降、随時参加申請可能です。
- ・2008年度については、2008年10月21日～2008年12月12日を集中募集期間とします。2008年度を目標年度とする場合は、この集中募集期間内に参加申請を行ってください。なお、2008年度に限らず、2009年度～2012年度のうち全部又は一部の年度を目標の設定年度とする目標設定参加者の参加申請も、当該集中募集期間において、併せて受け付けています。

### (3)提出方法及び提出先

- ・上記書類について、正本1部・副本1部を提出して下さい。

- ・ 上記書類のデータを保存した媒体（CD・DVD等）について、1部提出して下さい。媒体には提出事業者名を記載して下さい。
- ・ 参加企業（複数企業による参加を申請した場合は、その代表企業（複数の事業所による参加を希望した場合は、その事業所を所有する企業））が、所管部局等各省庁の窓口（各省庁が各々定めるものとする）に対し、本スキームの参加申請に必要な書類（電子媒体を含む）を提出してください。提出物は封書に入れ、宛名面に「試行排出量取引スキーム参加申請書類」と赤字で明記してください（なお、提出に当たっては、業界団体が取りまとめの上、提出していただくことも可能です）。なお、所管する部局が不明な場合は、運営事務局宛にお問い合わせください。

なお、原則として、自主行動における業界団体を構成する企業全体の参加は認められておりません。特段の事情がある場合、個別に所管部局にご相談ください。

また、審査過程において、必要に応じて電話等にて別途ヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承ください。

### 3．取引参加者の参加申請手続について

#### (1)必要書類

- ・ 別添の様式に従い、以下の書類を提出いただきます。
  - 参加申請書（別紙2）
  - 口座開設申請書（別紙3）
  - 経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）
  - 企業のパンフレット等、応募事業者の業務概要の説明資料（様式任意）

#### (2)提出期間

- ・ 公募開始以降、随時参加申請可能。

#### (3)提出方法及び提出先

- ・ 上記書類について、正本1部・副本1部を提出して下さい。
- ・ 上記書類のデータを保存した媒体（CD・DVD等のメディア）について、1部提出して下さい。媒体には提出事業者名/事業所名を記載して下さい。
- ・ 提出先は、当該企業の主たる業務が属する業種を所管する部局といたします。提出物は封書に入れ、宛名面に「試行排出量取引スキーム取引参加申請書類」と赤字で明記してください。なお、所管する部局が不明な場合は、運営事務局宛にお問い合わせください。

なお、審査過程において、必要に応じて電話等にて別途ヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承ください。

#### 4 . お問い合わせ先

運営事務局又はそれぞれの企業の属する業種を所管する省庁にお問い合わせ下さい。

##### 運営事務局

経済産業省産業技術環境局環境経済手法担当参事官付

住所：東京都千代田区霞が関 1-3-1

TEL：03-3501-1511 (代表) 内線 3521～3523

FAX：03-3501-7697

E-mail：shikou-2008@meti.go.jp

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

住所：東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL：03-3581-3351 (代表) 内線 6788

FAX：03-3580-1382

E-mail：shikou-ets@env.go.jp

以上

別紙 1 参加申請書（目標設定参加者）

試行排出量取引スキーム 参加申請書

法人名			
申請責任者	氏名		部局・役職名
			住所
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
窓口担当者	氏名		部局・役職名
			住所
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
貴法人の主な業務内容 1			
所属業種、業界団体			
所属業種の自主行動計画の有無 2	有 ・ 無	貴法人の自主行動計画参加の有無	有 ・ 無
参加対象となる主な事業所の所在地	名称・所在地 〒 3		
当該事業所の主な業務内容	3		

- 1 企業のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。
- 2 所属する業種が自主行動計画を策定していない場合は、当面の間、J V E T S の補助金なしの参加類型での参加が可能。募集時期、参加手続等については、J V E T S の募集要項を参照。
- 3 別紙でも対応可能。  
記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用すること。

(複数企業による共同申請の場合) 各企業の関係について

参加申請をした複数企業につき、各々の担当業務及び関係について図等を用いて記述のこと。その際、代表企業を選定した場合は、 で囲むなどして、それを示すこと。なお、それぞれの企業の役割及び関係の概要を説明した資料を添付してもよい。

その他特記事項

参加する目標設定年度を以下の中から選択してください。

企業名 1	
目標設定年度 2	2008年度 2009年度 2010年度 2011年度 2012年度
削減目標 (総量又は原単位) ( 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標年度の年間排出総量目標 _____ ( )</li> <li>・ 目標年度の原単位目標 _____ ( ) / ( ) (括弧内は適切な単位を記入)</li> </ul>
削減目標 (総量又は原単位) ( 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標年度の年間排出総量目標 _____ ( )</li> <li>・ 目標年度の原単位目標 _____ ( ) / ( ) (括弧内は適切な単位を記入)</li> </ul>
削減目標 (総量又は原単位) ( 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標年度の年間排出総量目標 _____ ( )</li> <li>・ 目標年度の原単位目標 _____ ( ) / ( ) (括弧内は適切な単位を記入)</li> </ul>
削減目標 (総量又は原単位) ( 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標年度の年間排出総量目標 _____ ( )</li> <li>・ 目標年度の原単位目標 _____ ( ) / ( ) (括弧内は適切な単位を記入)</li> </ul>
削減目標 (総量又は原単位) ( 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標年度の年間排出総量目標 _____ ( )</li> <li>・ 目標年度の原単位目標 _____ ( ) / ( ) (括弧内は適切な単位を記入)</li> </ul>
直近年度の実績値 (総量又は原単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直近年度の年間排出総量 _____ ( )( 年)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直近年度の原単位 _____ ( ) / ( )( 年)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直近年度の年間活動量 _____ ( )( 年)</li> </ul> <p style="text-align: right;">(括弧内は適切な単位を記入)</p>
自主行動計画で参加している業界の目標及びその直近の実績値	<p>&lt;自主行動計画&gt; 総量目標 ・ 原単位目標</p> <p>〔目標水準〕基準年度比 _____ %減 〔目標指標 4〕 _____</p> <p>〔基準年度〕 _____ 年度 〔基準年度実績(単位)〕 _____ ( )</p>
	<p>&lt;直近の実績&gt;</p> <p style="text-align: center;">年度実績 基準年度比 %減</p>
<総量目標の場合> 排出枠の交付のタイミング 3	事前交付 ・ 事後清算

- 1 複数企業による参加の場合は各企業につき記載すること。
- 2 目標設定を行った年度を で囲むこと。
- 3 排出総量目標により目標設定を行う場合、排出枠の事前交付を受けるか、目標と実績の差分について

事後清算を行うか、いずれか一方を選んで で囲むこと。

4 CO<sub>2</sub>排出量・CO<sub>2</sub>排出原単位・エネルギー消費量・エネルギー消費原単位のいずれかを記載。

記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用すること。

複数企業による参加の場合は、この様式をコピーして用いること。



( 所属する業種が自主行動計画を策定している場合 )

目標設定に係るバウンダリ、算定方法等 ( 含排出係数 )

<p>1 . 目標設定に係るバウンダリ等について</p> <p>自社の目標設定について業界団体の自主行動計画のバウンダリ等 ( 業界団体に提出しているデータの算定対象範囲、排出源の特定方法、モニタリング方法等 ) と同一である ( はい / いいえ )</p> <p>自主行動計画と同一である場合は、所属する業界団体のバウンダリ等に関する説明資料を添付してください。</p> <p>自主行動計画と同一でないバウンダリ等がある場合はその詳細を記載してください。</p>          <p>バウンダリに含まれる事業所</p>
<p>2 . 目標設定に係る算定方法 ( 含排出係数 ) について</p> <p>自社の目標に関わる自主行動計画における算定方法と同一である ( はい / いいえ )</p> <p>自主行動計画と同一である場合は、所属する業界団体の算定方法 ( 含排出係数 ) に関する説明資料を添付してください。</p> <p>自主行動計画と同一でない算定方法がある場合は記載してください。</p> <p>なお、原単位での目標設定を行う場合は、CO<sub>2</sub> 排出総量の算出方法についても具体的に記載ください。</p>

必要に応じて、上記のバウンダリ、算定方法の概要がわかる適切な書類を添付すること。  
この様式によらなくても良い。

2 所属する業種が自主行動計画を策定していない場合は、当面の間、J V E T S の補助金なしの参加類型での参加が可能。募集時期、参加手続等については、J V E T S の募集要項を参照。

別紙2 参加申請書（取引参加者）

試行排出量取引スキーム 参加申請書

法人名				
申請責任者	氏名		部局・役職名	住所
				〒
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
窓口担当者	氏名		部局・役職名	住所
				〒
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
申請事業者 の主な業務 内容				
取引の実施 体制	取引を行う部署、人数等について記載すること			

経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）を別途添付すること。  
 企業のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。



